

株式会社新川インフォメーションセンター・魚津市 ケーブルテレビ(NICE TV)加入契約約款

株式会社新川インフォメーションセンター(以下「当社」といいます。)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」といいます。)との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。ただし、魚津市が平成13年4月10日付で総務大臣より許可を受けた有線テレビジョン放送施設設置区域における契約については、第12条6項及び第13条1項を除き「当社」を「魚津市」と読み替えます。

第1条(提供するサービス)

当社は、業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

(1) テレビジョン放送(多重放送を含みます。)及びFM放送の同時再放送サービス並びに基本利用料金内のテレビジョン自主放送サービス

(2) 基本利用料金内サービス以外の有料によるテレビジョン放送サービス(以下「有料チャンネル」といいます。)及びデータ放送サービス

ただし、有料チャンネル及びデータ放送サービスは、基本サービスの契約内容に応じ、ご利用いただけません。

(3) 上記事業に付帯するサービス業務

第2条(契約の対象及び成立)

1. 加入契約は、加入世帯引き込み線1回線毎に行います。ただし、引き込み線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には各世帯及び各企業毎に契約を行うものとします。

2. 加入契約は、加入者があらかじめこの約款を承認し、加入申込書に記入の上で当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。

3. 加入者は、加入契約の締結について地主・家主その他利害関係者があるときにはあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

4. 当社は次の場合には加入契約を承諾しない場合があります。

(1) 引き込み設備及び宅内設備を設置又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。

(2) 加入契約の申込みをした者が、料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3条(特典供与に関する最低利用期間・違約金等)

加入者は、当社が実施する工事費割引・利用料割引等の特典供与を受ける場合、当社が別途定める適用条件・最低利用期間・違約金の設定に従うものとします。

第4条(初期契約解除制度)

1. 加入者は、工事完了日から起算して8日を経過するまでの間、書面により加入契約の解除を行うことができます。

2. 本条に定める方法による加入契約の解除は、当社に対し前項の書面を發したときにその効力を生じます。

3. 本条に定める方法により加入契約が解除された場合、加入者は、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けたサービスの対価、及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。

4. 当該請求に係る額は、別表2に定める標準工事費によるものとします。

5. 本条に定める契約解除の制度について当社が不実のことを告げたことにより加入者が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって加入者が8日間を経過するまでに加入契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する契約内容書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。

第5条(加入料金)

加入者は、加入契約時に別表1に定める加入料金を支払うものとします。

第6条(利用料金)

1. 加入者は、別表3に定める基本利用料金を当社に支払うものとします。有料チャンネルについては特別契約を行い、別表4に基づく有料チャンネル料金を基本利用料金に加え、当社に支払うものとします。

2. 利用料金は、サービスを受け始めた日の翌月から毎月支払うものとします。

3. 経済情勢、サービス内容の拡充等により利用料金を改定することがあります。その場合には改定1ヶ月

前までに加入者に通知します。

4. 当社が設定した利用料金の中には、NHK の放送受信料 (BS 受信料を含みます。) 及び WOWOW (株式会社 WOWOW) の有料放送サービス視聴料は含まないものとします。NHK 及び WOWOW と受信契約を結んでいない加入者は、別途 NHK 及び WOWOW と所定の受信契約を結んでいただくことになります。
5. 当社は、天災等のやむを得ない事由によってサービスの提供ができなかった場合でも、原則として利用料金の減額はしないものとします。ただし、月のうち引続き 10 日以上行わなかった場合は当該月分の料金は無料とします。
6. 別に定める、インターネット接続サービスを併せて契約した場合は、契約内容に応じ、別表 3 の基本利用料金からセット割引をします。

第 7 条 (設備の設置及び費用の負担等)

1. 加入者は、最寄りのタップオフから保安器までの引き込みに要する工事 (タップオフから保安器までの設備費用を除きます。) 費用及び保安器出力端子以降のすべての設備の設置に要する費用を負担するものとします。
2. 設備の設置工事は、当社の指定した工事業者が行うものとします。

第 8 条 (料金の支払い方法等)

1. 加入者が当社に支払う利用料金等については、当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。
2. 支払方法は、口座振替を原則とします。
3. 当社は、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行はしないものとします。(通帳印字により領収書に替えさせていただきます。)

第 9 条 (セットトップボックス等の貸与)

1. 当社は、加入者にセットトップボックス (以下「STB」といいます。) 等 (リモコンを含みます。) を契約内容に応じて貸与します。
2. STB 等は当社の所有とし、解約時には当社に返却するものとします。
3. 加入者は、貸与された STB 等を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしに移動又は取り外し等はできないものとします。
4. 加入者は、故意又は過失による STB 等の故障・破損・紛失等の場合はその実費相当分を当社に支払うものとします。

第 10 条 (B-CAS 及び C-CAS カードの取り扱いについて)

1. 当社は、加入者に BS デジタル放送用の IC カード (以下「B-CAS カード」といいます。) とデジタル CATV 放送限定受信用 IC カード (以下「C-CAS カード」といいます。) を契約内容に応じて貸与します。
2. B-CAS カードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
3. C-CAS カードの所有権は当社に帰属し、当社以外によるデータの追加・変更・改ざんは禁止し、それらが行われたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。又、加入者が C-CAS カードを破損又は紛失した場合には、その損害分を当社に支払うものとします。
4. 解約時には B-CAS カード、C-CAS カードを当社に返却するものとします。

第 11 条 (加入者個人情報の取り扱い)

当社の保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する基本方針 (平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針 (平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号) に基づいて適正に取り扱うものとします。

第 12 条 (一時休止)

1. 加入者は、当社のサービス提供の一時休止又はその再開を希望する場合は直ちにその旨を文書により当社に申し出るものとします。
2. 休止期間の算定は一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月までとし、1 ヶ月単位とし最大 1 年を限度とします。
3. 一時休止期間中は利用料金の支払いが免除されます。
4. 一時休止期間中は、原則として STB 等を当社に返却するものとし、STB 等の取り外し及び再開時の取り付けに伴う工事費用等は加入者が負担するものとします。

第13条(設備の維持管理)

1. 設備の維持管理は、当社が設置する設備については当社が行うものとし、加入者の所有する設備については加入者が行うものとします。
2. 設備の維持管理の必要上、サービスの提供が一時的に停止される場合があります。
3. 当社の維持管理責任範囲は、放送センターから保安器までとし、その設備に故障事故等が生じた場合の修復は当社が行うものとします。
4. 当社は、加入者から当社設備に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、保安器の出力端子以降の設備(STB等を除きます。)に起因する場合は、加入者の責任とし修復に要する費用は加入者負担とします。
5. 加入者の故意又は過失により当社の設備に故障が生じた場合は、その設備の修理に要する費用を加入者が負担するものとします。
6. 加入者は、魚津市及び当社又は当社の指定する業者が設備の調査・点検・修理等を行う場合、加入者の敷地・家屋・構築物等への出入り等について便宜を供与するものとします。

第14条(設置場所の変更)

1. 加入者は、次の場合に限りタップオフより先の受信設備の設置場所を変更できるものとします。
 - (1) 同一敷地内での変更
 - (2) 変更先が魚津市及び当社のサービス区域内の場合
2. 加入者は、前1項の規定により受信設備の設置場所を変更しようとする場合はその旨を文書により当社に申し出るものとします。
3. 設置場所の変更に要する費用は、加入者が負担するものとします。

第15条(名義変更)

1. 加入者の名義は、次の場合に変更できるものとし、この場合は新しく加入者となる者が当社の定める加入者名義変更届を当社に提出するものとします。
 - (1) 相続等により名義を変更するとき
 - (2) 法人たる加入者が合併又は組織変更により商号を変更するとき
2. 個人たる加入者が改姓・改名した場合、及び法人たる加入者が単に称号を変更した場合においても前項の加入者名義変更届の提出を必要とします。

第16条(加入申込書記載事項の変更)

1. 加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は当社に申し出るものとします。申し出があった場合当社は速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。
2. 加入者は、前1項の他加入申込書に記載した事項について変更がある場合は当社に申し出るものとします。

第17条(放送内容の変更)

1. 当社は、やむを得ない事情によりサービス内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。
2. 加入者は個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定又は多数者に対する対価を受けての上映、ビデオデッキその他の方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第18条(無断使用等の禁止)

加入者が磁気テープ・配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。

第19条(加入者の禁止事項)

加入者は、引き込み線に線条その他の導体を接続し、又はSTB等を改変・分解等してサービスを不正使用することを禁止します。

第20条(加入契約の解約)

1. 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する10日以前に文書によりその旨を申し出るものとします。
2. 前1項の解約の場合、当社はタップオフから保安器までの設備及びSTB等を撤去します。その工事費用等は加入者が負担するものとします。

3. 解約の場合、加入料金の払い戻しはいたしません。
4. 解約の場合、利用料金は当該解約日の属する月の分まで支払うものとします。
5. 撤去に伴い加入者が所有又は占有する敷地・家屋・構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。
6. 契約期間満了及び当社が何らかの事由により契約を解除することにより契約が終了したときも前2から5項と同様とします。

第21条(加入者の義務違反による停止)

当社は加入者が利用料金の支払い遅延等契約に違反する行為があった場合にはサービスの提供を一時停止するか、あるいは加入契約を解除することができるものとします。

第22条(免責事項)

当社は天変・事変その他自己の責めに帰することのできない事由により、サービスの提供を停止した場合においてはその損害について賠償しません。

第23条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社と加入者は契約の締結の主旨に従い誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。協議が調わないときは当社の所在地の裁判所を管轄裁判所とします。

第24条(約款の改正)

当社は、この約款を法令の規定に基づき改定する場合があります。

別表1 加入料金（消費税別）

基本	10,000 円
インターネット	20,000 円
基本+インターネット	20,000 円

別表2 標準工事費（消費税別）

テレビ単独	28,000 円
テレビ共聴	47,000 円

別表3 基本利用料金（消費税別）

基本 利用 料金	プレミアム	STB 1 台利用のとき	4,096 円/月
		STB 2 台目以降、1 台利用につき	2,000 円/月・追加
	ベーシック	STB 1 台利用のとき	3,429 円/月
		STB 2 台目以降、1 台利用につき	1,500 円/月・追加
	ライト	STB 1 台利用のとき	1,400 円/月
		STB 2 台目以降、1 台利用につき	600 円/月・追加
	金	かんたん（STBなし）	1,000 円/月

セット割引（消費税別）

インターネット併用時 （かんたん（STBなし）、ライトを除く）	基本利用料金より 1,000 円割引
------------------------------------	-----------------------

別表4 有料チャンネル料金（消費税別）

スター・チャンネル1+スター・チャンネル2+ スター・チャンネル3	2,000 円/月・台
衛星劇場	1,800 円/月・台
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,200 円/月・台
J SPORTS 4	1,300 円/月・台
東映チャンネル	1,500 円/月・台
TBS チャンネル1	600 円/月・台
グリーンチャンネル+グリーンチャンネル2	1,200 円/月・台
SPEED チャンネル	900 円/月・台
レジャーチャンネル	980 円/月・台
アニメシアターX（AT-X）	1,800 円/月・台
FIGHTING TV サムライ	1,800 円/月・台
クラシカ・ジャパン	3,000 円/月・台
KNTV	3,000 円/月・台
Mnet	2,300 円/月・台

CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。

このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

1. このカードの所有権は、当社に帰属します。
2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

1. カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

①受信機器購入後、3年以上が経過している場合。

②カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。

2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

1. このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（<http://www.b-cas.co.jp>）に掲載します。

[別表]カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用

2,050円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。